

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案新旧対照表

改正案

現

行

(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部改正)

第一条 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 省 略

二 第三条の規定及び附則第十五条から第十六条の二までの規定 平成三十一年十月一日

(第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第十五条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の消費税法(次条及び附則第十六条の二において「三十一年新消費税法」という。)の規定は、附則第一条第二号に定める日(以下附則第十六条の二までにおいて「一部施行日」という。)以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等、国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に国内において事業者が行った資産の譲渡等、国内において事業者が行った課税仕入れ及び保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

(第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置)

第十六条 附則第三条、第十一条及び第十二条の規定は一部施行日前に国内において行った課税資産の譲渡等につき一部施行日以後に三十一年新

附則

(施行期日)

第一条 同上

一 同 上

二 第三条の規定及び附則第十五条から第十六条の二までの規定 平成二十九年四月一日

(第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第十五条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の消費税法(次条及び附則第十六条の二において「二十九年新消費税法」という。)の規定は、附則第一条第二号に定める日(以下附則第十六条の二までにおいて「一部施行日」という。)以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等、国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に国内において事業者が行った資産の譲渡等、国内において事業者が行った課税仕入れ及び保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

(第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置)

第十六条 附則第三条、第十一条及び第十二条の規定は一部施行日前に国内において行った課税資産の譲渡等につき一部施行日以後に二十九年新

消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合又は三十一年新消費税法第三十九条第一項に規定する領収をすることができなくなつた場合について、附則第五条第一項から第五項まで及び第七条第一項の規定は一部施行日前の契約に基づき一部施行日以後に国内において課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この条及び次条において同じ。）を行う場合について、附則第六条第一項の規定は一部施行日前に行つた消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等に係る賦払金の支払の期日が一部施行日以後に到来する場合について、附則第八条第一項及び第三項並びに第十四条第一項、第三項及び第四項の規定は同法第十八条第一項の個人事業者又は同法第六十条第二項の規定の適用を受ける国若しくは地方公共団体若しくは同法第三項の規定の適用を受ける法人が一部施行日前に行つた課税資産の譲渡等又は課税仕入れの対価の計上の時期が一部施行日以後となる場合について、附則第九条の規定は一部施行日前に国内において行つた課税仕入れにつき一部施行日以後に三十一年新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について、附則第十条の規定は一部施行日前に行つた課税仕入れに係る棚卸資産又は保税地域から引き取つた課税貨物で棚卸資産に該当するものを一部施行日以後有している場合について、附則第十三条第二項の規定は一部施行日以後に終了する課税期間（みなし課税期間にあつては、その末日が一部施行日以後である当該みなし課税期間）において第三条の規定による改正前の消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れが行われた場合における同項に規定する申告書について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

附則第三条		
新消費税法	省略	省略
第三条の規定による改正後の消費税法（以下附則	省略	省略

消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合又は二十九年新消費税法第三十九条第一項に規定する領収をすることができなくなつた場合について、附則第五条第一項から第五項まで及び第七条第一項の規定は一部施行日前の契約に基づき一部施行日以後に国内において課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この条及び次条において同じ。）を行う場合について、附則第六条第一項の規定は一部施行日前に行つた消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等に係る賦払金の支払の期日が一部施行日以後に到来する場合について、附則第八条第一項及び第三項並びに第十四条第一項、第三項及び第四項の規定は同法第十八条第一項の個人事業者又は同法第六十条第二項の規定の適用を受ける国若しくは地方公共団体若しくは同法第三項の規定の適用を受ける法人が一部施行日前に行つた課税資産の譲渡等又は課税仕入れの対価の計上の時期が一部施行日以後となる場合について、附則第九条の規定は一部施行日前に国内において行つた課税仕入れにつき一部施行日以後に二十九年新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について、附則第十条の規定は一部施行日前に行つた課税仕入れに係る棚卸資産又は保税地域から引き取つた課税貨物で棚卸資産に該当するものを一部施行日以後有している場合について、附則第十三条第二項の規定は一部施行日以後に終了する課税期間（みなし課税期間にあつては、その末日が一部施行日以後である当該みなし課税期間）において第三条の規定による改正前の消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れが行われた場合における同項に規定する申告書について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

同上		
同上	同上	同上
第三条の規定による改正後の消費税法（以下附則	同上	同上

附則第五条第二項		附則第五条第二項		附則第五条第二項		附則第五条第二項		附則第五条第二項		附則第五条第二項		附則第五条第二項		附則第五条第二項	
指定日	平成二十五年十月一日	省略	旧消費税法	省略	省略	平成二十六年四月三十日	省略	省略	省略	旧消費税法	省略	省略	省略	省略	第十四条までにおいて「三十一年新消費税法」という。）
三十二年指定日	平成三十一年四月一日	省略	三十一年旧消費税法	省略	省略	平成三十一年十月三十一日	省略	省略	省略	三十一年旧消費税法	省略	省略	省略	省略	第十四条までにおいて「三十一年新消費税法」という。）

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	第十四条までにおいて「二十九年新消費税法」という。）
同上	平成二十八年十月一日	同上	二十九年旧消費税法	同上	同上	平成二十九年四月三十日	同上	同上	同上	二十九年旧消費税法	同上	同上	同上	同上	第十四条までにおいて「二十九年新消費税法」という。）
二十八指定日	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

附則第八條第一項				附則第七條第一項			附則第六條第一項			附則第五條第四項及び第五項					
省略	省略	省略	省略	旧消費税法	省略	指定日	旧消費税法	省略	省略	、指定日	旧消費税法	省略	平成八年十月一日から指定日	旧消費税法	省略
省略	省略	省略	省略	三十一年旧消費税法	省略	三十一年指定日	三十一年旧消費税法	省略	省略	、三十一年指定日	三十一年旧消費税法	省略	平成二十五年十月一日から三十一年指定日	三十一年旧消費税法	省略

同上				同上			同上			同上					
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	二十九年旧消費税法	同上	二十八年指定日	二十九年旧消費税法	同上	同上	、二十八年指定日	二十九年旧消費税法	同上	平成二十五年十月一日から二十八年指定日	二十九年旧消費税法	同上

附則第十四条第一項								附則第十三条第二項			附則第十条第一項、第十一条及び第十二条			附則第八条第三項及び第九条		旧消費税法
省略	省略	省略	省略	省略	省略		規定する税率	省略	省略	省略	新消費税法	新消費税法	省略	省略		
省略	省略	省略	省略	省略	省略		規定する税率又は附則第十五条から第十六条の二までの規定により三十一 年旧消費税法第二十九条に規定する税率	省略	省略	省略	三十一年新消費税法	三十一年新消費税法	省略	省略		三十一年旧消費税法

同上								同上	同上			同上			
同上	同上	同上	同上	同上	同上		同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上		規定する税率又は附則第十五条から第十六条の二までの規定により二十九 年旧消費税法第二十九条に規定する税率	同上	同上	同上	二十九年新消費税法	二十九年新消費税法	同上	同上	二十九年旧消費税法

附則第十四条第 三項	旧消費税法	三十一年旧消費税法
	省略	省略
新消費税法	省略	省略
	省略	三十一年新消費税法
附則第十四条第 四項	省略	省略
	省略	省略

2 附則第五條第六項の規定は前項において読み替えて準用する同条第一項から第三項まで、第四項本文又は第五項本文の規定（以下この項において「経過措置規定」という。）の適用を受ける課税資産の譲渡等（以下この項において「経過措置譲渡等」という。）又は経過措置規定の適用を受ける特定課税仕入れ（以下この項において「経過措置特定課税仕入れ」という。）に係る三十一年新消費税法第三十八條第一項、第三十八條の二第一項及び第三十九條第一項の規定の適用について、附則第五條第七項の規定は事業者が経過措置規定の適用を受けた事業者から経過措置譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、若しくは当該経過措置譲渡等に係る役務の提供を受けた場合又は経過措置特定課税仕入れを行った場合における三十一年新消費税法第三十條第一項、第三十二條第一項及び第三十六條第一項の規定の適用について、附則第五條第八項の規定は事業者が経過措置譲渡等（前項において読み替えて準用する同条第三項又は第四項本文の規定の適用を受けるものに限る。）を行つた場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第五條第六 項	省略	省略
--------------	----	----

同上	同上	二十九年旧消費税法
	同上	同上
同上	同上	同上
	同上	二十九年新消費税法
同上	同上	同上
	同上	同上

2 附則第五條第六項の規定は前項において読み替えて準用する同条第一項から第三項まで、第四項本文又は第五項本文の規定（以下この項において「経過措置規定」という。）の適用を受ける課税資産の譲渡等（以下この項において「経過措置譲渡等」という。）又は経過措置規定の適用を受ける特定課税仕入れ（以下この項において「経過措置特定課税仕入れ」という。）に係る二十九年新消費税法第三十八條第一項、第三十八條の二第一項及び第三十九條第一項の規定の適用について、附則第五條第七項の規定は事業者が経過措置規定の適用を受けた事業者から経過措置譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、若しくは当該経過措置譲渡等に係る役務の提供を受けた場合又は経過措置特定課税仕入れを行った場合における二十九年新消費税法第三十條第一項、第三十二條第一項及び第三十六條第一項の規定の適用について、附則第五條第八項の規定は事業者が経過措置譲渡等（前項において読み替えて準用する同条第三項又は第四項本文の規定の適用を受けるものに限る。）を行つた場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

同上	同上	同上
----	----	----

附則第五條第七項	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	新消費税法
										三十二年新消費税法
これらの規定中「百分の六・三」とあるのは、「百分の四	三十二年新消費税法第三十條第一項及び第三十二條第一項第一号中「百分の七・八」とあるのは「百分の六・三」と、「百分の七・八」とあるのは「百分の六・三」と、三十二年新消費税法第	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	三十二年新消費税法
場合に於ける新消費税法	場合に於ける第二項の規定の適用を受けた特定課税仕入れを行った場合における三十二年新消費税法	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	三十二年新消費税法
場合に於ける新消費税法	場合に於ける第二項の規定の適用を受けた特定課税仕入れを行った場合における三十二年新消費税法	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	三十二年新消費税法

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	二十九年新消費税法第三十條第一項及び第三十二條第一項第一号中「百分の七・八」とあるのは「百分の六・三」と、「百分の七・八」とあるのは「百分の六・三」と、二十九年新消費税法第	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	二十九年新消費税法
場合に於ける新消費税法	場合に於ける第二項の規定の適用を受けた特定課税仕入れを行った場合における二十九年新消費税法	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	二十九年新消費税法
場合に於ける新消費税法	場合に於ける第二項の規定の適用を受けた特定課税仕入れを行った場合における二十九年新消費税法	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	二十九年新消費税法

3 省略

三十六条第一項中「百分の七・八」とあるのは「百八分の六・三」

(特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除に関する経過措置)

第十六条の二 三十一年新消費税法第三十八条の二第一項に規定する事業者が、平成二十七年十月一日から一部施行日の前日までの間に国内において行った特定課税仕入れにつき、一部施行日以後に同項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該特定課税仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

3 同上

三十六条第一項中「百分の七・八」とあるのは「百八分の六・三」

(特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除に関する経過措置)

第十六条の二 二十九年新消費税法第三十八条の二第一項に規定する事業者が、平成二十七年十月一日から一部施行日の前日までの間に国内において行った特定課税仕入れにつき、一部施行日以後に同項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該特定課税仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。